

日高市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（骨子案）についての意見書

2019年8月1日

日高市長 谷ヶ崎照雄 殿

高麗本郷メガソーラー問題を考える会

代表 上野文康

これまで高麗本郷メガソーラー問題を考える会では、日高市高麗本郷市原地区に計画されている太陽光発電施設（メガソーラー）の建設は、大規模な森林伐採と造成を伴い、森林の公益的機能を著しく損ねる事が予想されること、直下の高麗本郷市原地区や横手小平地区への土砂災害を引き起こす危険性が極めて高く、周辺の生態系を破壊し河川環境の悪化を招き、また“遠足の聖地”としての自然環境と隣接住宅地からの景観をも破壊することになるなどの諸点から反対を表明してきました。

その後、市長も市議会で「日高の一番良いところは緑と清流であり、これを次代につないでいかななくてはならない」と発言され、市議会も6月26日、遂に本計画に対する反対決議が可決されてこの度の条例（骨子案）の発表と「市民コメント」を募集するに至ったことで、我々の期待は大きく高まっているところです。

本条例案においては、高麗本郷をまるごと含む森林区域を「特定保護区域及び保護区域」に設定し、「市長は、事業区域の全部又は一部が特定保護区域又は保護区域に含まれる場合は、当該太陽光発電設備設置事業に同意しないものとします」と規定しています。これは法律上の禁止規定ではないにしても現在のTKM社による高麗本郷メガソーラー計画を阻止する上で重要なステップとなるものと、基本的には本条例の早期成立を期待するものです。

一方で、以下の二点は「特定保護区域及び保護区域」を除く区域において行われる事業に適用するとしている事項であるとしても、近隣住民の生活環境を保全する立場から、検討の上、修正願いたく提案するものです。

記

- 1、{定義}（6）地域住民等： 「事業区域内の境界から50メートル以内に存する」の文言を削除し「事業区域に隣接する」を入れる。（伊東市の条例などを参照）  
又は、「地域住民等」ではなく、「周辺関係者」としその定義として「太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けると認められる者をいう」とする。（大阪府による条例雛形などを参照）。
- 2、太陽光発電事業の規制対象の規模：「1,000平方メートル、50キロワット」として見直しますが、「10キロワット」として見直しを検討して頂きたい。（長野県富士見町条例などを参照）

以上